

令和8年度 東京都立第四商業高等学校（全日制課程）  
いじめ防止基本方針

令和8年 4月 1日  
校 長 決 定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめはすべての生徒に関係する問題であり、すべての生徒が安心して学校生活を送れるよう学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- (2) いじめ防止対策はすべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめの問題に関する理解を深める。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身の保護することが特に重要であることを認識し、国、東京都、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

2 学校及び教職員の責務

いじめ防止対策推進法の基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、その他関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒等がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめ防止、早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を適切に行うために設置する。

イ 所掌事項

- 未然防止
- 早期発見と適切な対処
- 生徒指導部と関係学年との定期的な情報交換
- いじめ防止に関する研修会の企画・運営等

ウ 会議

毎週1回実施される生徒指導連絡会並びに、必要に応じて開催する拡大生徒指導部会を基本とし、事案が確認（相談・通報等）された場合には緊急に実施する。

エ 委員構成

- ・ 学校長
- ・ 副校長
- ・ 生徒指導部（主任）
- ・ 生徒指導部
- ・ 各学年生徒指導担当
- ・ 養護教諭
- ・ スクールカウンセラー

## (2) 学校サポートチーム

### ア 設置の目的

いじめ問題への対応において、効果的な対応と未然防止を図るため、学校・家庭・地域・関係機関が一体となった取り組みを進めることを目的とする。

### イ 所掌事項

○情報の共有・啓発・広報

○学校いじめ対策委員会への支援

○学校評価アンケートを通じたいじめ問題に対する本校の取り組みに対する評価

### ウ 会議

原則として年3回開催する。事案があれば緊急に開催する。

### エ 委員構成

学校運営連絡協議会内に設置し、学校長、副校長、経営企画室長、生徒指導部主任、警察署職員、学校運営連絡協議員とする。

## 4 段階に応じた具体的な取組

### (1) 未然防止のための取組

ア 「いじめは絶対許されない」ということを周知徹底する。

イ 「はやし立て」「同調」「傍観」もいじめに加担する行為であることと周知徹底する。

ウ 全職員がいじめ防止の研修や情報交換を通じて認識を共有し、組織的に対応する。

エ PTA 常任委員会や保護者会等への情報を提供し、各家庭と連携をとる。

オ ホームルームや関係教科のなかでも豊かな情操や道徳心を養い、人権を尊重し合える人権教育の充実を図る。

カ スクールカウンセラーによる面接の実施する。

### (2) 早期発見のための取組

ア 原則年3回のアンケートの実施

イ 各担任による個人面談での情報収集

ウ スクールカウンセラーによる面接の実施

エ 日常的な全教職員による生徒に関する情報の共有

### (3) 早期対応のための取組

ア 初期対応

迅速な「いじめ対策委員会」での判断および対応

イ 被害生徒への支援

安全・安心の確保

スクールカウンセラーによるカウンセリング

ウ 被害生徒の保護者への対応

発生状況の報告

学校の指導方針・体制の連絡

エ 加害生徒への指導

いじめに関する認識の再確認

スクールカウンセラーによるカウンセリング

- オ 加害生徒の保護者への対応
  - 発生状況の報告
  - 学校の指導方針・体制の連絡
- カ 通報生徒への対応
  - 安全・安心の確保
  - スクールカウンセラーによるカウンセリング

#### (4) 重大事態への対処

- ア 被害生徒とその保護者の保護
  - 安全・安心の確保
  - 警察諸機関との連携
- イ 加害生徒及びその保護者への指導及び働きかけ
  - 警察諸機関との迅速な連携指導
  - 医療機関や教育相談センターとの連携指導
- ウ スクールカウンセラーの活用
  - 被害生徒並びにその保護者、加害生徒並びにその保護者のカウンセリング
- エ 保護者との連携
  - PTA や同窓会等の支援も得ながら学校関係者全体で対処

#### 5 教職員研修計画

- (1) いじめに関する研修会（研修職員会議）を年2回以上実施する。
- (2) 東京都教職員センター等が実施する研修会に教職員を積極的に参加させる。
- (3) セーフティー教室等の活用方法について検討する。
- (4) 外部講師等を招き研修会を実施する。

#### 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) ホームページを活用した周知
- (2) PTA 常任委員会等を活用した啓発

#### 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 警察並びにスクールサポーターとの迅速な情報の共有並びに連携
  - 日常的に連絡を取り合い情報の共有を図る。
- (2) 児童相談センターとの連携
  - 必要に応じ情報交換を行い、いじめ防止や事案解決を図る。

#### 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価アンケートを生徒、保護者並びに教職員に対し実施し、その結果を公表する。
- (2) 学校評価アンケートの結果を検証し、現状の把握と問題点等を探り出し、基本方針の改善を図る。